

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要支援のご利用者様

(2026.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要支援者対象)				サービス提供時間	
		利用料 (10割)	利用者負担額				単位
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・20分未満		3,348円	335円	670円	1,005円	303	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・30分未満		4,983円	499円	997円	1,495円	451	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3 30分以上1時間未満		8,773円	878円	1,755円	2,632円	794	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4 1時間以上1時間半未満		12,044円	1,205円	2,409円	3,614円	1,090	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ20分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		3,049円	305円	610円	915円	276	リハビリ20分(1回につき) 8単位減算後 284－8＝276単位
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ40分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		6,099円	610円	1,220円	1,830円	552	リハビリ40分(20分×2回) 8単位減算後 (284－8) ×2回＝552単位
特別管理加算	I	5,525円	553円	1,105円	1,658円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に管理 する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	II	2,762円	277円	553円	829円	250	
複数名訪問看護加算 【＋看護師等の場合】	30分未満	2,806円	281円	562円	842円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,442円	445円	889円	1,333円	402	
複数名訪問看護加算 【＋看護補助者の場合】	30分未満	2,221円	223円	445円	667円	201	
	30分以上	3,502円	351円	701円	1,051円	317	
長時間訪問看護加算		3,315円	332円	663円	995円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	I	3,867円	387円	774円	1,161円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日に看護師が訪問を行った場合に算定
	II	3,315円	332円	663円	995円	300	新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時 (要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
退院時共同指導加算		6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算		6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算		66円	7円	14円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		552円	56円	111円	166円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同意が必要。
その他加算に関して							
夜間・早朝加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早朝・夜間は25％、深夜は50％の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							
処遇改善加算		職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質向上等を取組みを行う事業所に認められる加算です。 ひと月につき介護報酬総単位数×1.8％ (※1単位未満の端数は、四捨五入)					

- ◆・・・①療法士等（PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士）の実施するリハビリの上限は、週6回（1回20分）120分迄となります。
 ②療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は1回につき5単位減算されます（③に該当しない場合）。
 ③当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、
 緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。
 （理学療法士等が利用開始の属する月から12月超の利用者様に訪問看護を行った場合は加えて15単位減算されます。）
 ※②③は要支援のみ対象です。③の15単位の減算に該当する場合は②の5単位は減算しません。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。

※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【3級地】

介護保険 訪問看護利用料金表（非課税）

要介護のご利用者様

(2026.6.1～)

サービス内容		指定訪問看護(要介護者対象)					サービス提供時間
		利用料 (10割)	利用者負担額			単位	
			(1割)	(2割)	(3割)		
訪問看護Ⅰ-1・20分未満		3,469円	347円	694円	1,041円	314	1回につき 20分未満
訪問看護Ⅰ-2・30分未満		5,204円	521円	1,041円	1,562円	471	1回につき 30分未満
訪問看護Ⅰ-3 30分以上1時間未満		9,094円	910円	1,819円	2,729円	823	1回につき 30分以上1時間未満
訪問看護Ⅰ-4 1時間以上1時間半未満		12,464円	1,247円	2,493円	3,740円	1,128	1回につき 1時間以上1時間30分未満
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ20分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		3,160円	316円	632円	948円	286	リハビリ20分 (1回につき) 8単位減算後 294-8=286
◆訪問看護Ⅰ-5 リハビリ40分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		5,679円	568円	1,136円	1,704円	514	リハビリ40分 (20分×2回) 8単位減算後 (265-8)×2回=514 1日に2回訪問看護を行った場合
◆訪問看護Ⅰ-5・2超 リハビリ60分 (療法士PT・OT・STによる訪問)		8,519円	852円	1,704円	2,556円	771	リハビリ60分 (20分×3回) 8単位減算後 (265-8)×3回=771 1日に2回を超えて訪問看護を行った場合
特別管理加算	Ⅰ	5,525円	553円	1,105円	1,658円	500	1か月につき1回算定 在宅酸素指導管理等を受けている状態や 留置カテーテル等を使用している状態等、計画的に 管理する内容によっていずれかを算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
	Ⅱ	2,762円	277円	553円	829円	250	
複数名訪問看護加算 【+看護師等の場合】	30分未満	2,806円	281円	562円	842円	254	1回につき看護師等と①看護師等または ②看護補助者により、複数名で1人の利用者様に 訪問看護(介護予防含む)を行った場合に算定 ※利用者様またはご家族の同意が必要
	30分以上	4,442円	445円	889円	1,333円	402	
複数名訪問看護加算 【+看護補助者の場合】	30分未満	2,221円	223円	445円	667円	201	
	30分以上	3,502円	351円	701円	1,051円	317	
長時間訪問看護加算		3,315円	332円	663円	995円	300	特別管理加算対象の方で1時間30分以上の場合に算定
初回加算	Ⅰ	3,867円	387円	774円	1,161円	350	新規に訪問看護を提供し、病院、診療所等から退院した日に看護師が訪問を行った場合に算定 新規に訪問看護を提供した場合あるいは区分変更時(要支援→要介護、要介護→要支援)に算定
	Ⅱ	3,315円	332円	663円	995円	300	
退院時共同指導加算		6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合に算定
緊急時訪問看護加算	Ⅰ	6,630円	663円	1,326円	1,989円	600	1か月につき1回算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
ターミナルケア加算		27,625円	2,763円	5,525円	8,288円	2,500	死亡月につき1回算定(※要介護のみ) ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
サービス提供体制強化加算	Ⅰ	66円	7円	14円	20円	6	1回につき算定 ※届出している訪問看護ステーションのみ算定
口腔連携強化加算		552円	56円	111円	166円	50	1回につき算定 ※1か月1回のみ算定可能。利用者様またはご家族の同意が必要。
その他加算に関して							
夜間・早期加算 (夜18時～22時/早6時～8時)		ケアプランに位置付けられた訪問看護及び、緊急時訪問看護加算を算定している利用者様へ 同月2回目以降の緊急訪問看護を対象時間に実施した場合は、早期・夜間は25%、深夜は50%の加算が算定されます					
深夜加算 (深夜22時～6時)							
処遇改善加算		職員の処遇を改善するために、賃金改善や資質向上等を取組みを行う事業所に認められる加算です。 ひと月につき介護報酬総単位数×1.8% (※1単位未満の端数は、四捨五入)					

◆…①療法士(PT…理学療法士、OT…作業療法士、ST…言語聴覚士)の実施するリハビリの上限は、週6回(1回20分)120分迄となります。

②当該訪問看護事業所における前年度の療法士の訪問回数が看護師よりも多い場合、

緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していない場合は1回につき8単位減算されます。

※高齢者虐待防止措置未実施の場合は所定単位数の1/100に相当する単位数が減算されます。

※緊急時訪問看護加算Ⅰ・Ⅱ、特別管理加算Ⅰ・Ⅱ、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は区分支給限度基準額枠外の算定となります。

【3級地】

介護保険対応 訪問看護利用料金表（非課税）

【運営規定に定められたその他の費用】

算定項目	サービス内容
交通費	通常の実施地域を超えてサービスを提供する場合の交通費は実費を徴収致します。 自動車利用の場合の実費は、有料駐車場、有料道路の利用料金とします。

【介護保険対象外のサービス実施のご利用料（税込）】

算定項目	サービス内容
在宅以外での訪問看護	1時間まで訪問看護介護報酬告示上の額の10割。 2時間目以上は要相談。
死後の処理	亡くなられた後の処理と処置材料費込みで20,000円。
その他オプション	ご相談に応じます。

キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担2,000円
--------	---

医療保険 訪問看護利用料金 (非課税)

(2026.6.1～)

■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費の場合】

訪問回数/負担割合		利用料(10割)	※基本療養費	管理療養費	物価対応料	利用者負担額		
						1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日	週3日まで	13,320円	5,550円	7,710円	60円	1,330円	2,660円	4,000円
	週4日目以降	14,320円	6,550円	7,710円	60円	1,430円	2,860円	4,300円
月の2日目以降	週3日まで	8,580円	5,550円	3,010円	20円	860円	1,720円	2,570円
	週4日目以降	9,580円	6,550円	3,010円	20円	960円	1,920円	2,870円
[注意] 以下は難病等複数回訪問加算に該当する場合のみ								
同日に2回目の場合		4,500円	—	—	—	450円	900円	1,350円
同日に3回以上の場合		8,000円	—	—	—	800円	1,600円	2,400円
入院患者の外泊中の訪問看護								
入院中1回につき		8,500円	—	—		850円	1,700円	2,550円

※理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が週4日目以降に訪問をした場合、基本療養費は5,550円になります。

■ 基本利用料以外（加算）

			利用料 (10割)	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
特別管理加算（Ⅰ）			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）			2,500円	250円	500円	750円
24時間対応 体制加算	① 事務所が夜間訪問の対応に対して 特別な整備をしている場合		6,800円	680円	1,360円	2,040円
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援 指導加算	① 下記②以外の場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	② 長時間加算算定対象者が90分を超えた場合（※1）		8,400円	840円	1,680円	2,520円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名 訪問看護加算	① 2人目が看護師等の場合 週1回まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	② 2人目がその他職員（※2）の場合 週3回まで		3,000円	300円	600円	900円
	③ 2人目がその他職員 （厚生労働大臣が定める場合）	1日1回	3,000円	300円	600円	900円
		1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
		1日3回	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
夜間・早朝訪問加算（夜18時～22時/早6時～8時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（深夜22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
ターミナルケア療養費 1 （特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定していない場合）			25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
緊急訪問 看護加算	月14日目まで		2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
在宅患者連携指導加算			3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレス加算			2,000円	200円	400円	600円

■ 基本利用料以外（加算）

		利用料(10 割)	利用者負担額		
			1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
訪問看護情報提供療養費 1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	10円	10円	20円
訪問看護医療情報連携加算		1,000円	100円	200円	300円
訪問看護遠隔診療補助料		2,650円	270円	530円	800円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）		1,050円	110円	210円	320円

※1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

※2 その他職員とは、当事業所の看護師、准看護師、療法士、看護補助者を指します。

医療保険（精神科指示書対応） 訪問看護利用料金（非課税）

(2026.6.1～)

■ 基本利用料

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。各種保険証・高齢受給者証等をご提示ください。

【管理療養費の場合】

訪問回数/負担割合		利用料金(10割)	※基本療養費	管理療養費	物価対応料	利用者負担額		
						1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
月の初日 週3日まで	30分未満	12,020円	4,250円	7,710円	60円	1,200円	2,400円	3,610円
	30分以上	13,320円	5,550円	7,710円	60円	1,330円	2,660円	4,000円
月の2日目で降 週3日目まで	30分未満	7,280円	4,250円	3,010円	20円	730円	1,460円	2,180円
	30分以上	8,580円	5,550円	3,010円	20円	860円	1,720円	2,570円

入院患者の外泊中の訪問看護							
入院中1回につき	8,500円	—	—		850円	1,700円	2,550円

※准看護師が訪問をした場合、精神科基本療養費は4,250円→3,870円、5,100円→4,720円、5,550円→5,050円、6,550円→6,050円となります。

※緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が他の訪問看護事業所と
同一日に共同して行う訪問看護の場合、基本療養費は12,850円（月1回、管理療養費の算定なし）になります。

■ 基本利用料以外（加算）

			利用料金(10割)	利用者負担額		
				1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
特別管理加算（Ⅰ）			5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算（Ⅱ）			2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算			8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算			2,000円	200円	400円	600円
退院支援 指導加算	① 下記②以外の場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円
	② 長時間加算算定対象者が90分を超えた場合(※1)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
長時間精神科訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
複数名精神科 訪問看護加算	① 2人目が看護師/作 業療法士の場合：	1日に1回訪問の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
		1日に2回訪問の場合	9,000円	900円	1,800円	2,700円
		1日に3回以上訪問の場合	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	② 2人目が看護補助者 および精神保健福祉 士の場合	週1回まで	3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝訪問加算（夜18時～22時/早6時～8時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（深夜22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
訪問看護医療D X 情報活用加算			50円	10円	10円	20円
訪問看護情報提供療養費 1・2・3			1,500円	150円	300円	450円
訪問看護医療情報連携加算			1,000円	100円	200円	300円
訪問看護遠隔診療補助料			2,650円	270円	530円	800円
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）			1,050円	110円	210円	320円

※1 複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合も含みます。

医療保険対応 訪問看護利用料金表（非課税）

【医療保険対象外の自費サービスご利用料金(税込み)】

算定項目	サービス内容		料金
交通費	実費 自動車利用の場合の実費は、有料駐車場、有料道路の利用料金とします。		実費
	土曜・日曜・祝日 訪問料金	訪問毎	3,000円
延長料金	1時間30分を超えたサービスを提供した場合	30分毎	4,000円
在宅以外での 訪問看護	1時間まで医療保険基本利用料の10割 2時間以降は要相談。		
死後の処置	亡くなられた後のお清め料と処置材料費		20,000円
キャンセル料	サービス利用日の前日まで 無料 サービス利用日の当日 利用者負担2,000円	訪問毎	2,000円